

輪島市の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、**令和 5 年度**の固定資産税評価額に乗ずる倍率となりますのでご注意ください。

（注）これにより求められた相続税評価額は、令和 7 年分の相続税評価額となります。

令和 7 年分の相続税評価額

= 令和 5 年度の固定資産税評価額 × 評価倍率

市区町村名：輪島市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	赤崎町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	海士町	天地								
		1 都市計画上の用途地域の定められている地域	—	路線	—	—	—	—		
		2 上記以外の地域	30	0.9	—	—	純 1.5	純 1.5		
		上記以外の地域								
		1 都市計画上の用途地域の定められている地域	—	路線	—	—	—	—		
い	石休場町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	市ノ瀬町	全域	30	0.9	純 2.4	純 3.9	純 1.4	純 1.4		
	稲舟町	都市計画上の用途地域の定められている地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	0.9	純 2.8	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
う	打越町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	鶴入町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
お	小池町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	小伊勢町	都市計画上の用途地域の定められている地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	0.9	純 2.5	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	大沢町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	大野町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.3	純 1.3		
	小田屋町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	釜屋谷町	都市計画上の用途地域の定められている地域								
		1 路線価地域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
か		2 上記以外の地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.2	純 1.2		
	上大沢町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	上黒川町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	上山町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	河井町	都市計画上の用途地域の定められている地域								

（注） 本市の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：輪島市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
か	河井町	1 路線価地域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	0.9	中 29	中 37	純 1.5	純 1.5		
き	北谷町	全域	30	1.1	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
く	熊野町	全域	30	1.0	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
け	気勝平町	全域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
さ	里町	全域	30	0.8	純 2.5	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
し	忍町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	渋田町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	下黒川町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	下山町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	白米町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	新橋通	全域	—	路線	—	—	市比準	市比準		
す	杉平町	都市計画上の用途地域の定められている地域								
		1 路線価地域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.4	純 3.9	—	—		
		2 上記以外の地域	40	1.0	中 29	中 37	純 1.6	純 1.6		
そ	惣領町	全域	30	0.9	純 2.8	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	空熊町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
	尊利地町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
た	滝又町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
	宅田町	都市計画上の用途地域の定められている地域								
		1 路線価地域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.6	純 3.9	—	—		

（注） 本市の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：輪島市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
た	宅田町	2 上記以外の地域	40	0.9	中 29	中 35	純 1.5	純 1.5		
ち	中段町	都市計画上の用途地域の定められている地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	0.9	純 2.6	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
つ	塚田町	都市計画上の用途地域の定められている地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	40	0.9	純 2.6	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
と	稲屋町	国道249号沿い	30	0.9	中 12	中 17	純 1.5	純 1.5		
		上記以外の地域	30	0.9	純 2.6	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
な	長井町	国道249号沿い								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.6	純 3.9	—	—		
		2 上記以外の地域	40	0.9	中 9.1	中 12	純 1.6	純 1.6		
		上記以外の地域	40	0.9	純 2.6	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
	名舟町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	縄又町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
に	西院内町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	西二又町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	西山町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	西脇町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
の	野田町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
ひ	東印内町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	東中尾町	主要地方道七尾・輪島線沿い								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.7	純 3.9	—	—		
		2 上記以外の地域	30	0.9	中 15	中 25	純 1.5	純 1.5		
		上記以外の地域	30	0.9	純 2.7	純 4.3	純 1.5	純 1.5		
	東山町	全域	30	0.8	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	光浦町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
ふ	深見町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	鳳至町	全域	—	路線	—	—	市比準	市比準		
	房田町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		

（注） 本市の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：輪島市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
ふ	二勢町	全域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
	二ツ屋町	全域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
	二俣町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	久手川町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
へ	平成町	全域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
	別所谷町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
ほ	堀町	都市計画上の用途地域の定められている地域								
		1 路線価地域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 道路沿い	40	0.9	中 12	中 17	純 1.5	純 1.5		
		2 上記以外の地域	40	0.9	純 2.6	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
ま	町野町	鈴屋・広江								
		1 主要地方道沿い	40	0.8	純 2.5	純 3.9	純 1.3	純 1.3		
		2 上記以外の地域	40	0.8	純 2.5	純 3.9	純 1.3	純 1.3		
		上記以外の地域	40	0.8	純 2.5	純 3.9	純 1.3	純 1.3		
	マリンタウン	全域	—	路線	—	—	—	—		
み	三井町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 0.9	純 0.9		
	美谷町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	水守町	都市計画上の用途地域の定められている地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 道路沿い	40	0.9	中 17	中 27	純 1.5	純 1.5		
		2 上記以外の地域	30	0.9	純 2.6	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
も	門前町鬼屋	全域	40	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町黒島町	全域	40	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町清水	全域	40	0.9	純 2.9	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町高根尾	全域	30	0.9	純 2.9	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町館	全域	40	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		

（注） 本市の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：輪島市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
も	門前町劔地	全域	30	0.9	純 2.4	純 3.0	純 1.2	純 1.2		
	門前町道下	全域	40	0.9	純 2.9	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町走出	全域	40	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町日野尾	全域	40	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町広瀬	全域	40	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町深田	全域	40	1.0	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
	門前町本市	全域	30	0.9	純 2.6	純 2.9	純 1.2	純 1.2		
	門前町門前	全域	40	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.2	純 1.2		
や	山岸町	都市計画上の用途地域の定められている地域								
		1 路線価地域	—	路線	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域	30	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域								
		1 道路沿い	30	0.9	中 17	中 27	純 1.5	純 1.5		
		2 上記以外の地域	30	0.9	純 2.6	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	大和町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
	山ノ上町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.6	純 1.6		
	山本町	全域	30	0.9	純 2.7	純 3.9	純 1.4	純 1.4		
	横地町	角間	40	0.9	純 2.4	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
よ		上記以外の地域								
		1 都市計画上の用途地域の定められている地域	40	0.9	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 上記以外の地域								
		(1) 主要地方道七尾・輪島線沿い								
		イ 農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.4	純 3.9	—	—		
		ロ 上記以外の地域	40	0.9	中 17	中 28	純 1.5	純 1.5		
		(2) 上記以外の地域	40	0.9	純 2.4	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
わ	輪島崎町	都市計画上の用途地域の定められている地域	—	路線	—	周比準	市比準	市比準		
		上記以外の地域	30	0.9	—	純 3.9	純 1.5	純 1.5		
	上記以外	全域	30	0.9	純 2.6	純 3.2	純 1.1	純 1.1		

（注） 本市の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。